

## 第 11 次大阪府鳥獣保護事業計画(案)、大阪府シカ保護管理計画(第 3 期)(案)及び大阪府イノシシ保護管理計画(第 2 期)(案)に対する府民意見の募集結果について

大阪府では、第 11 次大阪府鳥獣保護事業計画、大阪府シカ保護管理計画(第 3 期)及び大阪府イノシシ保護管理計画(第 2 期)を策定するにあたり、本計画案に対する府民意見を募集しました。

お寄せいただいた、ご意見・ご提言に対する大阪府の考え方は以下とおりです。

### 1 募集期間

平成 23 年 1 1 月 1 日から平成 23 年 1 1 月 3 0 日まで

### 2 募集方法

大阪府パブリックコメント手続実施要綱に基づき、郵便、ファクシミリ、インターネットのいずれかにより意見等を募集

### 3 提出された意見等の件数

2 団体から 15 件のご意見・ご提言をいただきました。

内訳は、第 11 次大阪府鳥獣保護事業計画に関するもの 12 件、大阪府シカ保護管理計画(第 3 期)に関するもの 3 件、大阪府イノシシ保護管理計画(第 2 期)に関するもの 0 件です。

### 4 提出された意見等の要旨と府の考え方

#### ①第 11 次大阪府鳥獣保護事業計画

No.	該当ページ	意見等の要旨	府の考え方
1	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 (P1~3)	鳥獣保護区の指定区分ごとの方針については、森林鳥獣生息地の保護区についてしか述べられていない。集団渡来地の保護区や身近な鳥獣生息地の保護区についての方針が示されるべきである。 また、集団繁殖地の保護区(例：大阪湾岸部のコアジサシの繁殖地)、希少鳥獣生息地の保護区(例：堺第 7 - 3 区のチュウヒ等希少鳥類の生息・繁殖地)、生息地回廊の保護区(例：箕面勝尾寺と妙見山の間のおオタカの生息地である箕面止々呂美地区)についても方針を示し、その指定計画も記載すべきである。	鳥獣保護区の指定区分ごとの方針は、計画期間内に指定を予定しているものを記載しています。 森林鳥獣生息地以外の保護区の指定の必要性については、今後、検討します。
2		大阪府内で最も絶滅が危惧されるクマタカの生息環境の保全を図るため、金剛、和泉山地を鳥獣保護区に指定してほしい。	鳥獣保護区の指定の必要性については、今後、検討します。
3		堺第 7 - 3 区ではこれまでチュウヒの繁殖が確認され 4 羽のヒナが巣立っており、チュウヒの生息環境の保全を図るため、堺第 7 - 3 区を鳥獣保護区に指定してほしい。	
4		大阪市所管の大阪南港野鳥園、府所管の堺第 7 - 3 区や泉大津泉北 6 区先端緑地(助松野鳥園)については、私有地ではないことから民間との調整が不要であり、関係者の合意形成が容易であると思われることから、特別保護地区の指定の検討を進めてほしい。	特別保護地区は、開発行為が規制されます。 現在の環境を維持するための行為も規制されるため、人の手を加え続ける必要がある埋立地等は、特別保護地区になじまないと考えます。

5	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 (P5)	狩猟鳥獣については、「環境省令で定める狩猟鳥獣とする。」とされているが、大阪府レッドデータブックの絶滅危惧種であるウズラ、ヤマドリ、ヤマシギ、タシギ、府内での生息数が少ないヨシガモ、クロガモを狩猟対象種から除外すべきである。	提示の狩猟鳥獣については、現在、国において捕獲が禁止又は制限されています。 大阪府レッドデータブックに記載されている狩猟鳥獣については、生息状況等の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど適切な対応に努めます。
6	第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項 (P17)	明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園、大阪府立北摂自然公園、大阪府立阪南・岬自然公園のエリアやダイヤモンドトレール、おおさか環状自然歩道、東海自然歩道については、多くの人が登山やハイキングなどに利用している。 一部、鳥獣保護区に指定されている箇所もあるが、事故防止の観点からも歩道の周辺を含め特定猟具使用禁止区域に指定すべきである。	一般公共の通行に供されている公道については、銃猟が禁止されています。 また、主要なハイキング道の大部分については、特定猟具使用禁止区域（銃器）又は鳥獣保護区に指定しています。 その他のハイキング道等については、関係機関等との調整を行い、必要に応じて指定します。
7		クマタカの生息環境保全のため、とりあえずの措置として、特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定すべきである。	
8	第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 (P21～22)	猛禽類に関しては、前回調査から10年が経過することから、計画にその実施を明記すべきである。 また、「大阪府レッドデータブック」を改定するための調査についても、計画に明記すべきである。	猛禽類や大阪府レッドデータブック記載種については、各種環境調査の情報を収集するなど、引き続き状況把握に努めます。
9		「情報システムの整備」とは、何を示しているのかを具体的に記載すべきである。	狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報を集積・活用することであり、その旨を計画で記載しています。
10	第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項 (P25～27)	野生鳥獣の救護については、現在、民間のボランティアで行われているが、その対応にも限界があり、鳥獣保護施設の設置は急務である。具体的な検討を進めて、一步踏み込んだ表記、たとえば「計画期間内において鳥獣保護施設の設置を目指すものとする。」などとしてほしい。	鳥獣保護施設の整備については、現在、検討中です。
11		傷病鳥獣への対応については、保護対象鳥獣から「カラス、ドバト」を除外する旨を明記すべきである。	救護対象としない鳥獣種については、地域の状況等により、異なるため特定していません。
12	第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項 (P29)	普及啓発については、鳥獣保護に関する大阪府の取り組みをホームページやパンフレット等を利用し、積極的に府民に知らせるべきである。例えば密猟パトロールの成果や鳥獣保護員の活動報告などを広く知らせることで、府民の関心が高まるとともに、密猟の抑止力となると考える。 また、鳥獣保護区等位置図をホームページで閲覧できるようにすることや狩猟免許の交付状況などの狩猟統計についても広く府民に情報提供すべきである。	鳥獣保護区等位置図については、ホームページで閲覧できます。 広く府民に情報提供すべき案件については、今後もホームページ等を活用し、普及啓発に努めます。

②大阪府シカ保護管理計画（第3期）

No.	該当項目	意見等の要旨	府の考え方
1	5 生息の現状 (P7)	シカの問題は農林業被害だけにとどまらず、その旺盛な食性から周辺の生態系への影響がますます重大になっている。より重要な位置づけが必要と考える。 また、生態系の保護の活動に行政からの支援も検討してほしい。	シカ問題は、生態系の保護の上で重要な問題と認識しており、モニタリング調査に努めます。 生態系の保護活動に対する支援については、府や国等において様々な事業を実施しているので、事例に応じて対応することになります。
2	9 その他保護管理のために必要な事項 (P12)	第3期計画では、第2期計画と比べてモニタリングへの施策が後退している。 シカの推定生息数の算出など、シカの生息状況が把握できるようモニタリング体制の強化をしてほしい。	シカ保護管理計画を推進する上で必要なモニタリング調査を継続して実施します。 推定個体数の算出については、研究機関と共同で検討を進めます。
3	その他	生息環境の整備、資源としての活用、被害対策等の研究推進などに十分な予算措置をお願いします。	引き続き必要な予算の確保に努めます。

③大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）

意見等なし